

令和5年8月定例会・会議録

令和5年8月23日（水） 午前10時00分 開議

◎出席議員（9名）

【尾花沢市選出議員】

4番 鈴木由美子 君 5番 和田 哲 君 6番 星川 薫 君
8番 青野 隆一 君

【大石田町選出議員】

1番 今野 雅信 君 2番 熊谷富太郎 君 7番 村形 昌一 君
9番 小玉 勇 君 10番 齋藤 公一 君

◎欠席議員（1名）

3番 高橋 隆雄 君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	村岡 藤弥 君
会計管理者	有路 玲子 君
幹事 市環境エネルギー課長	三宅 良文 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	間宮 康介 君
統括課長（兼）管理課長	押切 民典 君
上下水道課長	小野 昭弘 君
環境衛生課長	森 雅之 君

◎副議長（齋藤公一議員）

皆さん、ご苦労さまです。本日、議長不在のため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただ今より、令和5年8月臨時会を開会いたします。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、皆様方のお手元に配付しております議事日程第1号により進めてまいります。

日程第1、仮議席の指定であります、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席については、ただ今、ご着席の議席を指定します。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法については、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。議長に、わたくし齋藤公一を指名いたします。た

だ今、指名しました、わたくし齋藤公一を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって議長に、わたくし齋藤公一が当選しました。それでは、わたくしより就任のあいさつをいたします。

◎議長（齋藤公一議員）

ただ今、本議会の議場におきまして、不肖わたくしが議長というようなこととでございますので、私としては非常に名誉だというふうにして職責の重さを感じているところでございます。本組合はライフライン、尾花沢市大石田町のライフラインを扱っており、これからは環境整備のために、この組合よくやってるなどと言われるような、しかし何といたしても私ひとりでは出来ません。皆さんの協力を得てというふうにて考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げて就任のご挨拶といたします。

◎議長（齋藤公一議員）

ただ今、副議長が欠けました。お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。なお、日程の追加により、以下順次、日程が繰り下がりますのでご了承願ひます。

これより、日程第 3、副議長の選挙を行います。お諮りします。副議長選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法については、指名推選により行うことに決しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。副議長に、星川 薫議員を指名いたします。ただ今、指名いたしました星川 薫議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長に星川 薫議員が当選されました。ただ今、当選されました星川 薫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。それでは、副議長に当選されました星川 薫議員より就任のあいさつをお願いいたします。

◎副議長（星川 薫議員）

ただ今、副議長に選任いただきました尾花沢市議会議員の星川でございます

す。議長を補佐するとともにですね、本議会、組合議会をですね、正しい方向に導いていけますよう努力して参りますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

◎議長（齋藤公一議員）

次に、日程第 4、議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長において指定いたします。議員各位の氏名及び議席番号を、事務局長に朗読いたさせます。事務局長。

◎事務局長（間宮康介君）

命によりまして議席の指定について申し上げます。1 番 今野雅信議員、2 番 熊谷富太郎議員、3 番 高橋隆雄議員、4 番 鈴木由美子議員、5 番 和田哲議員、6 番 星川 薫議員、7 番 村形昌一議員、8 番 青野隆一議員、9 番 小玉 勇議員、10 番 齋藤公一議員、以上でございます。

◎議長（齋藤公一議員）

ただ今の事務局長朗読のとおり議席を指定いたします。

次に、日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、1 番 今野雅信議員、2 番 熊谷富太郎議員、4 番 鈴木由美子議員、以上 3 名を指名いたします。

次に、日程第 6、会期の決定を議題とします。この際、議会運営副委員長の報告を求めます。議会運営副委員長。

◎議会運営副委員長（村形昌一議員）

議会運営委員会の審議の結果について、ご報告申し上げます。令和 5 年 8 月

1日に招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を本日8月23日午前9時より、環境衛生事業組合会議室において開催いたしました。当局から事務局長、統括課長兼管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、会期及び議事日程について、慎重に審議を行ったところです。その結果、今臨時会の会期については、皆様方のお手元に配付しております会期・議事日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第です。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、ご報告といたします。

◎議長（齋藤公一議員）

お諮りします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営副委員長から報告があったとおり本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第7、諸般の報告であります。この際、事務局長に報告いたします。

◎事務局長（間宮康介君）

命によりまして、ご報告申し上げます。監査委員より議長あてに、令和5年3月、4月、5月、6月に実施いたしました例月出納検査の結果につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを配付しておりますので、ご参照願います。

次に、令和5年4月1日から本日までの、組合議会関係の事務処理報告書を配布しております。併せて、ご参照願います。以上で報告を終わります。

◎議長（齋藤公一議員）

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第8、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。この際、事務局長に所属議員の指名及び委員会名を朗読いたさせます。

◎事務局長（間宮康介君）

命によりまして、所属委員会と氏名をご報告申し上げます。尾花沢市選出議員のみ申し上げます。水道常任委員会委員、3番 高橋隆雄議員、5番 和田 哲議員、6番 星川 薫議員、衛生常任委員会委員、4番 鈴木由美子 議員、8番 青野隆一議員、以上でございます。

◎議長（齋藤公一議員）

お諮りします。ただ今の事務局長朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名します。4番 鈴木由美子議員、8番 青野隆一議員、以上2名を指名いたしたいと思っております。お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名した2名を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時33分

◎議長（齋藤公一議員）

再開します。各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されました。結果を報告します。水道常任委員会副委員長に和田哲議員、衛生常任委員会委員長に青野隆一議員、以上のとおり互選されました。

次に、議会運営委員会について申し上げます。委員長に村形昌一議員、副委

員長に青野隆一議員、以上のとおり互選されました。以上で、報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程10、議第12号 令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第1号）、日程11、議第13号 令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上の2案件を上程します。この際、管理者より提案理由の説明を求めます。

◎管理者（結城 裕君）

今臨時会に提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第12号 令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。尾花沢市で実施している「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業」における上水道等基本料金の免除に係る補正で、営業収益の給水収益を減額し、営業外収益の他会計負担金を増額するものです。増減ともに3,508万円の補正になります。加えて、資本的支出の委託料に計上した「水道事業計画等策定業務委託」を単年度事業から3か年事業に変更するため、債務負担行為を設定するものです。

次に、議第13号 令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的支出における建設改良費の財源として企業債900万円を追加し、資本的収入の他会計補助金から同額の900万

円を減額補正するものです。加えて、この減額分の 900 万円を収益的収入の他会計補助金に繰り入れるものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係職員より答弁いたさせますので、慎重なるご審議のうえ、ご承認下さるようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（齋藤公一議員）

これより、議案の審議を行います。日程 12、議第 12 号 令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第 1 号）、日程 13、議第 13 号 令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上の 2 案件の審議については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって、2 案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、日程 12、議第 12 号 令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎8番（青野隆一議員）

私のほうからは、上水道基本料金減免関係についてお尋ねをさせていただきます。

今回上程されました補正予算 3,508

万円でございますけれども、こちらのほうについては、尾花沢市の、いわゆるコロナの交付金、国の 100% 交付金を活用して、そして一般会計を崩して、そして大石田、尾花沢大石田町環境衛生事業組合の歳入として組んで、そして今回支出ということになりました。この今回コロナ対策として、上水道料金の減免、全く問題ありませんし、大石田町さんでは「エール券」ということで、5,000 円の商品券を対策に充てる。どちらも全く問題ございません。ただ、その一部事務組合、いわば尾花沢市、大石田町が一緒になって、この水道あるいは、し尿処理、ごみ焼却も含めた市民、町民のライフラインをしっかりと守ると。お互いが同じ共通点を持って、そして財政を出し合って、そういったところをこれまで支えてきたのが、この組合だというふうに私は認識をしております。そうした中で、同じ水道を使用して、片方は減免、片方は減免なしと、同じ一部事務組合で、このように町民、市民のライフラインの一部である水道料金について、対応が分かれてしまいました。私は本来はあってはならないことだと思っております。管理者、副管理者、双方の話し合いはもちろん行われたと思うんですが、なぜ同じ方向で統一できなかったのかどうか。管理者にお伺いしたいと思います。

あと事務的な部分でございますけれども、今回、収入、収益収入で第 2 項、営業外収入にその 3,508 万円を計上しております。この本来、営業外収益というのは、どんなものがここには計上さ

れているのかお伺いたします。そしてまた、もし万が一、今後ですね、今回はコロナ交付金が原資でありますけれども、一般財源で、例えばそういった町あるいは市の対応が、私のところではこういった水道料金にしたいと、私のところではこんなふうにしていきたいというふうなことが、今回のコロナ、こういった原資でありますけれども、一般財源で、もしそんな対応が出てきた場合、そのことは事務的に可能というふうに判断されるのかどうか。併せて2点をお伺いたします。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

ただ今のご質問につきましては、前回の委員会ですか、議会のほうでも同じような趣旨の内容をさせていただいたと思うんですが、あらためましてお話し申し上げれば、基本的にその事業、水道事業に関しまして、何か不利益が尾花沢市と大石田で不利益が出てくる内容であれば、まさに青野さんが仰ったようなこともあり得るのかもしれない。たまたま今回は、事業のいわゆる高騰、いわゆる燃料費、コロナ、そういうもので、いわゆる負担がそれぞれ市、町においてあったんだろうと。もちろんその経費も、市、町、それぞれに経費が分担されてきておる。その中でそれぞれの地域で、いわゆる市民、町民に対しまして、どういう方法がいいんだろうと。いわゆる負担を軽減する方法として考えた内容がそういう結果であったわけです。もちろん、その時点で市と

町とそれぞれ調整をし、例えばこういうふう到我々のほうは考えておりますがどうなんでしょうと、いうようなところでお話し、その中でもやはりそれぞれの地域の特性に合ったもの、そういうことで実施していこうという内容であったわけです。それがたまたまそういう結果になったということで、もちろん今お話のあったように、全てが同じような形でなるということがベストとは言いませんが、そういうこともいいんだろうなというふうには思います。ただ、事業そのものに、それぞれ市と町のいわゆる水道に關した中身が変わってくるか、そういうものであるなら、それはやはり統一的にやってくということが必要なんだろうが、今回はあくまでもその負担軽減という部分に照らし合わせて実施したということでありまして、特に私としては問題があったというふうには思っておりません。

あともう1つの事務手続きのほうは、局長のほうでちょっとお答えをさせていただきます。

◎議長（齋藤公一議員）

局長。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。まず事務手続き関係につきましては、まず営業外収益というものにつきまして、まず営業外収益につきましては、基本的には水道料金以外、水道使用料以外の収入が主でございます。また一部庁舎管理などに伴う市、町からの一部負担金、あとは下水道からの受入金などが想定されて

ございます。あとは小さなもので言えば、預金利子ですとかというものが多少ございます。

この営業外収益という部分につきましては、主が水道使用料というふうなことでございまして、今回の免除については、今回市のほうから交付金という形でいただく、負担金としていただくものについて、この営業収益に入れるということはできない。企業会計上のものになりますので、これで営業外収益に入れるしかないというようなことになってございます。以上でございます。

◎議長（齋藤公一議員）

副管理者。

◎副管理者（村岡藤弥君）

管理者の申し上げたとおりでありますけれども、やっぱり尾花沢市の対応、物価高騰対策ということで、減免するのがいいだろうということでありますけれども、大石田町においては違った形で町民に対策、対応したいということで、差異は出たんですけれども、それは政策の違いということで、事務組合として1つで事業をやっているわけにありますけれども、内容に対しては、尾花沢市民と大石田町民が個々に受ける対応は、内容は違ったというようなことですので、ご理解いただければと思います。

◎議長（齋藤公一議員）

いいがっす、はい。

◎8番（青野隆一議員）

私はあまり理解できませんでした。それぞれコロナの交付金を原資として、

それぞれの政策をやるのは、市、町、違ってももちろん、私はそれは独自政策なので結構だと思います。もし、ただ私は、その管理者と副管理者のお2人が、これからさまざまな、これまでもそうです、やっぱり大石田町民、尾花沢市民の皆様に対する焼却、ごみ焼却の問題も含めながら、やっぱり同じ事務組合として、同じような対応をしていく、このことが私は基本でなければならぬと思っております。尾花沢市がやった水道料金の減免、これは間違いではないんですが、やるとすれば、一般会計の中できちんとそれは既決をするべきだったと私は思います。一般会計でコロナの補助金を来ました、水道料金を減免する項目を起こして、どうだか分かりませんが、それでも水道料金の料金の負担を免除するという、私は可能だったと思います。可能です、会計上。そうしなければならなかったんじゃないかなと思っております。今事務長、事務局長から説明あったように、このことによって、同じ事務を、処理をされている職員の皆様方にも、大変なご苦労があったんじゃないかなと思っております。片一方は減免、片一方は通常料金の徴収ということで、これから決算にも及んでくるとは思うんですが、非常に市民、町町にとっても分かりづらい。尾花沢市の場合は、コロナ補助金を、尾花沢市大石田の事業組合負担金として支出をされております。コロナ、いわゆるそういう水道料金の減免ということは、一般会計の中では分かりません。一般会計で返ってきたものを、大

石田衛生事業組合の負担金としてサインを入れて、今回営業収益減額ということになりました。おそらく、このこと自体は、説明を聞けば分かりますけれども、表面上は何にそれを使ったのか。結局、尾花沢、市の財政からは見えなくなってしまう。私は思っております。ですから、そのこと自体は間違いはないんですけれども、やり方として、この一部事務組合を通す必要はなかったんじゃないかと。むしろ通さないことによって、尾花沢市のコロナの補助金が何に使われたか明確になりますし、私はそういう選択をすべきでなかったかなというふうに思っております。今、尾花沢市は負担軽減という、いわゆるそれを水道料金から、副管理者からは、政策の違いだったんだということをいただきました。だからこそ、管理者、副管理者がしっかりとその話し合いを行って、私はこの一部事務組合でやるべきことは、統一をした政策を市民、町民にしっかり提供するのが、本来の仕事だというふうに思っております。これは私の私見ではありますけれども、あらためて管理者、副管理者からお伺いいたします。

◎議長（齋藤公一議員）

はい。

◎管理者（結城 裕君）

ただ今のご質問、なかなか私も最後の議員の仰っている意味が、なかなかちょっと理解できない部分があるんですが、結果として、私らは、あくまでも今回、通常ある行為ではないものを、なんとでも負担を軽減しましょうと

いう方法で考えた政策の1つであります。政策の違いです、これは。それでおかつコロナ負担金の配分につきましても、それぞれ町と尾花沢市は全てにおいて違います。その政策の違いが結果としてこういう形になったということでありまして、水道事業そのものに何か負担が違ってきている、いわゆるそのコロナのあくまでも負担の部分の違いであって、こっから先のこの負担、いわゆるまず通常起きないことが起きたものが過ぎ去っていけば、通常の水道事業になっていくわけですので、そこで何か変わってくるものでもないし、したがって、あくまでもこれは今回のこういう不測の事態にできた行為、行為というか、政策の違い、それでこういう形になってきたということだと私は理解しております。以上であります。

◎議長（齋藤公一議員）

青野議員。

◎8番（青野隆一議員）

一般会計でそれぞれ独立した会計を、それぞれ市、町が持っております。この政策の違いは私は当然だと思います。それぞれの課題が違いますから。歳入歳出でどう組むのか、それは当然違っていいんです。ただ、ここはやっぱり一部事務組合として、長年ずっと大石田、尾花沢の市民、町民の皆さん方の生活を支えてきた、いわばこんなことは恐らくこれまでなかったと思います。コロナであるから、今回は仕方がないと。入ってくるのは、一部組合、一部事務組合の負担金ですから、原資が交付金であれ、一般財源であれ、なんであれ、こ

の企業会計が、組合会計に入ってくるということは、このことが、これから先、例えば政策の違いだということによって、例えば大石田町が今度、いや俺のところでちょっと大変だから一般財源を使って、料金のあり方をちょっと変えてくれ、ということになってしまう可能性を、今回ここに持ち込んでしまったんじゃないかということを私は心配しています。ですから、先ほど申し上げましたように、政策というのは、政策の違いとして、支出の方法、私はもっと尾花沢市の場合は、直接、市民の人に支払う方法は、私はあったと思います。基本料金減免の方法は、方法も会計を崩さなくても私はあったと、私は思います。そうできると思います。そういうことですから、これから私も久しぶりにこの議会に出してもらいましたけれども、今、80億円でも90億円とも、まだ分かりませんが、相当、大きな負担をしながら、いわばごみ焼却場、あるいはリサイクルセンターの建設というところに今向かっています。少なくとも、やっぱり管理者、副管理者、その話し合いを、私は同じ方向を向いてやるのが一部事務組合の本旨だと思っておりますので、そのことを私、非常に心配しました。そんなことあってはならない。やっぱり、話し合いを重ねながら、同じ対応できなければ別の対応をきちんと、やっぱり大石田、尾花沢のやれるものやっけていく、これがこの組合の原点だというふうに私思っております。ですから、今回の私今お話を説明されている政策については、納得ちょっとできないと

ころがありますけれども、これからですね、身近に迫っているその大きな事業についても、もっともっと管理者、副管理者、私は申すまでもないんですが、しっかりと話し合いを重ねていただいて、そして間違いのない市民、町民の負担についてもしっかりとさせていただきながら、話し合いをさらに強化していただきたいと、このようにお願い申し上げます。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

議員が今ご心配されているような、今後のスケジュール、事業運営の中で、何か間違いが起きるといふか、そういうものが危惧されるということであるなら、そういうことはまず起きないと私は思っております。それと併せて、これからのごみ処理施設に、今回の案件が何か関連されてお話されたんですが、全くそういう、何ていうんでしょうか、市民と町民に負担する中身が変わってきたり、金額もこっちが多くてこっちが少ないなんてことは一切、今後も起こり得ることはないというふうに私も考えておりますし、そういうふうにしてまいります。したがって、ごみの処理施設につきましては、これはこれでまた皆様方からいろいろご意見いただきながら、今議員のほうからも仰ったように、非常に莫大な経費が必要だということで、それに対しまして今、いろんな形で議論をさせていただきながら、市民、町民になるだけ負担のかからない方法、そういうものをぜひお示し

させていただいて、また皆様方からご意見いただきながら、すばらしいものを作ってまいりたいというふうに思っているところでもあります。

◎議長（齋藤公一議員）

そのほか、質疑ありませんか。小玉議員。

◎9番（小玉 勇議員）

今の同じ質問ですけれどね、前回確かにやはり、自分の考えとしてはね、この尾花沢のこの減免のことをね、なぜこの組合でやらなきゃいけないかということを、ちょっと疑問に思ったけれど、前回ね。これだから、普通に徴収して尾花沢市で、勝手にと言えば変だけれども、その尾花沢の人にあげればいいだけの話だよ。例えば大石田は別のことでやるわけで、こっちの組合に何ら面倒くさいことを語ってるわけじゃないですよ。それと同じように、きちんと集めた分を尾花沢市は尾花沢市のその水道のお客さんにね、振り込めばいいだけの話じゃないかと僕は思ったわけだよ。そうすれば、組合となんら関係ないわけだからというふうに思ったんだけど、それなんかどうでしょうかね。今さらどうのこうの言うわけじゃないけれど。この辺、なぜこの組合を通さなきゃいけなかったのかなというのが、ちょっとその辺が面倒だったかなと、気になりました。

◎議長（齋藤公一議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

ありがとうございます。ちょっとその細部ですね、徴収できるんでない

かということに対しては、確かにそういう方法もあるのかもしれませんが。あそこらで、そういう意味では負担になるんじゃないかなと。いわゆる尾花沢市の分としてですね、負担になるんじゃないかというような議論もあつたように聞いております。しかし、最終的にそこら辺の、何て言うんでしょうか、尾花沢市で独自でやる場合と、こちらのほうにお願いしてやる場合の負担の割合とか、そういうものも検討されたように聞いておりますが、いずれにしても、全くできないことではないのかもしれませんが。ただ、今回の場合は、時間的などころも含めてですね、検討して、そして最善の方法ということで、皆さんの一応ご意見もいただきながら、これで進めたということであつたというふうに認識しております。何か事務局のほうでありますか。

◎議長（齋藤公一議員）

いいのこれで。

◎9番（小玉 勇議員）

別にいいんだけど、事務局でこれ別に簡単に思った、思えるんじゃないかと思うわけよね。やっぱり尾花沢市でやってくれるなら、何も問題ないわけだからというふうに何か、今の個々に任せたほうが簡単で楽に済みそうだというような、今管理者の意見もあつたけれども、別にそんなことはここでやらなくたって、尾花沢市がやれば問題ないと思ったんだよね。その辺、この事務局の局長のほうで、何か感じませんでしたかねというふうに正直思います。

◎議長（齋藤公一議員）
局長。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。当然今年度に入る段階ぐらいからそういう議論、この水道減免というふうな話については市、管理者も含め、あと市の担当課等とも話をさせていただき、1番良いやり方というふうな部分を議論しながらやってきたところでございます。

当然こちら事務局の中でも、担当課等含め議論をした中でやれる、1番事務的にも処理方法を簡潔にできるようなやり方というふうなことも含め、いろんな議論をした中で受け入れるというふうな方向を決めたところでございます。以上でございます。

◎議長（齋藤公一議員）

そのほか、何かご質問、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご質問もないようですので、終結いたします。次に、討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

異議なしと、異議あり、ご異議なしと認めます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

異議あり、ご異議がありますので、議第12号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（齋藤公一議員）

起立多数によって、第12号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第13号「令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第13号を採決します。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（齋藤公一議員）

ご異議なしと認めます。よって議第13号は、原案のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付議された議案の審議は、全て終了いたしました。慎重なるご審議、誠にご苦労様でした。

この際、管理者よりの発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

今日はお忙しい中、活発なご議論を

いただきまして、ありがとうございます。
全議案通過、承認していただきま
して、本当にありがとうございます。
引き続きまた、いろいろ課題等もござ
いますので、これからもよろしくご審
議のほどお願いいたします。ごあいさ
つとさせていただきます。今日はあり
がとうございました。

◎議長（齋藤公一議員）

以上をもちまして、令和5年8月、尾
花沢市大石田町環境衛生事業組合臨時
会を閉会といたします。大変ご苦労様
でございました。

閉会 午前11時7分